

議員発議案第2号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境整備や産業振興等、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、若者流出による人口減少や急速な高齢化の進行、森林管理の放置による荒廃や度重なる豪雨・地震等による自然災害、担い手不足や耕作放棄地の増加による基幹産業である農林水産業の停滞、公共交通の縮小や医師不足など、依然として多くの集落が極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、国土の大半を占め、四季折々の美しく豊かな自然や悠久の歴史・文化を有する日本国民の心の故郷であり、都市生活者に対し水・食料・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、災害の防止、森林による地球温暖化防止など、多面的公益的機能を担っており、それらは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効するが、過疎地域が果たしている多面的公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対し総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国においては、地方の実態に即した地域の指定を含め、失効する同法にかわる新たな法律を制定し、過疎地域に対する総合的対策の充実強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

宮崎県議会

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森殿 |
| 参議院議長 | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 財務大臣 | 麻生太郎殿 |
| 総務大臣 | 石田真敏殿 |
| 農林水産大臣 | 吉川貴盛殿 |
| 国土交通大臣 | 石井啓一殿 |